

1、対象者

申請時点で台湾での雇用先が決まり、管轄の中央官庁に許可申請中である者。

台湾入国後に許可申請を取得してから「就労」目的の「居留 VISA」に変更が必要な者

2、必要書類

- (1) 旅券：原本とコピー1通（申請時において残存期間8ヶ月以上）
- (2) ビザ申請書：1通
（オンライン登録したもので、本人の署名が必要。未成年者は保護者も署名してください。）
- (3) カラー・背景無地白色の証明写真：2枚（縦4.5cm×横3.5cmのパスポートサイズ、頭頂から顎までの長さが3.2~3.6cmで、申請日前6ヶ月以内に撮ったもの）
- (4) 雇用主である台湾企業（学校）発行の「聘僱證明（雇用証明）」信函(原本)
- (5) 雇用主である台湾企業（学校）の担当者の名刺：原本または両面コピー（A4サイズ）
- (6) 雇用主である台湾企業（学校）が台湾の管轄中央官庁に「就労許可」を申請中である事実がわかる証明書類。
 - (6)-1 台湾の雇用主が直接「労働部」に申請を出している場合：
「労働部」発行の「收件回條」コピー（PDFコピー可）
 - (6)-2 台湾の雇用主が書留で郵送申請している場合：
「收執聯」、「臺灣郵政掛號郵政回執」などのコピー（PDFコピー可）
- (7) 往復航空券の予約確認書またはEチケット
- (8) ビザ費用：最新の手数料一覧表をご参照下さい。

注意事項：

1. 本人が直接窓口にて申請して下さい。
2. ビザの受け取りの際は受領証を持って取りに来て下さい。申請者ご本人が受け取りに来ることが困難な場合は、代理人が取りに来るか、またはレターパックを持参すれば、発給され次第順次発送します。郵送に時間がかかる場合もありますので、余裕を持って申請して下さい。尚、代理人が取りに来る場合は、受領証と代理人の身分証明が必要です。